

平成28年第21回福岡県教育委員会会議（定例会）会議録

1 開催日時

平成28年12月1日（木）14時00分から14時35分まで

2 場所

福岡県庁4階 教育委員会会議室

3 出席委員

奥田竜子、清家渉、久保田誠二、宮本美代子、前田恵理、城戸秀明（教育長）

4 欠席委員

なし

5 出席事務局職員

教育次長 西牟田龍治、総務部長 辰田一郎、教育企画部長 吉田法稔、
総務課長 木原茂、財務課長 山口洋志、社会教育課長 谷本理佐、
教職員課長 上田哲子、施設課長 平川真一、高校教育課長 中島良博、
義務教育課長 相原康人、体育スポーツ健康課長 寺崎雅巳

6 傍聴者等数

0名

7 会議

14時00分、奥田委員長が開会を宣言し、本日の議題について非公開発議の有無の確認を行った。

非公開の発議なく全て公開と決定された。

（1）報告

・福岡県立久留米スポーツセンター等の指定管理者の指定に関する議案の提案に対する意見の申出について

木原総務課長から、「福岡県立久留米スポーツセンター等の指定管理者の指定に関する議案」の12月定例県議会提案について、知事から意見の聴取があり、福岡県教育委員会の事務委任等に関する規則第4条第1項の規定に基づき教育長が臨時代理をしたので、同条第2項の規定により報告し、承認を求めるものである旨の説明があった。

次いで審議が行われ、宮本委員から、旧福岡県公会堂貴賓館について

は、指定管理者が株式会社日比谷花壇となっているが、福岡に支店があるのかとの質問があった。

これに対して、木原総務課長から、応募資格として県内に事務所又は事業所を置くことが求められている。なお、神戸市の風見鶏の館等、重要文化財の保存及び活用に実績があり、提案内容も優れていることから選定したものである旨の説明があった。

次いで、前田委員から、福岡県立久留米スポーツセンター及び福岡県立スポーツ科学情報センターについて、修理等が完了した後、改めて公募するのかとの質問があった。

これに対して、木原総務課長から、来年、条件が整ったところで改めて公募し、5年間の指定管理者を選定する予定である旨の説明があった。

次いで審議が行われ、奥田委員長から、意見の有無を問い、これについては承認された。

・ 条例の提案に対する意見の申出について

寺崎体育スポーツ健康課長から、「福岡県個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例」の12月定例県議会提案について、知事から意見の聴取があり、福岡県教育委員会の事務委任等に関する規則第4条第1項の規定に基づき教育長が臨時代理をしたので、同条第2項の規定により報告し、承認を求めるものである旨の説明があった。

この条例改正は、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の制定による「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」、いわゆる「番号法」が一部改正され、条例の特定個人情報提供に関する規定のうち、「教育委員会が、学校保健安全法による医療費の援助に関する事務を処理するために、知事に対して、生活保護に関する情報の提供を求めることができる」旨の規定が番号法に追加されたことに伴い、条例の当該規定を削除するものであるとの説明があった。

次いで審議が行われ、宮本委員から、対象となる疾病について、定められた時期はいつなのか、また、どのようなものがあるのかとの質問があった。

これに対して、寺崎体育スポーツ健康課長から、従前の学校保健法から定められているものであり、対象となる疾病については、学習に支障が生じるおそれがある疾病又は感染症である旨の説明があった。

奥田委員長から、他の意見の有無を問い、これについては承認された。

続いて、上田教職員課長から、「福岡県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」、「福岡県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」、「福岡県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例」、「福岡県教育委員会事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」について、引き続いて、木原総務課長から、「福岡県特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例」の12月定例県議会提案について、知事から意見の聴取があり、福岡県教育委員会の事務委任等に関する規則第4条第1項の規定に基づき教育長が臨時代理をしたので、同条第2項の規定により報告し、承認を求めるものである旨の説明があった。

これらの条例改正は、福岡県人事委員会の報告及び勧告に鑑み、本県職員の給料表、期末・勤勉手当等の改定を行うとともに、市町村立学校職員給与負担法の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うもの、また、雇用保険法等の一部を改正する法律の制定による失業等給付の拡充に伴い、失業等給付に準じて支給する「失業者の退職手当」の規定を改めるものである旨の説明があった。

次いで審議が行われ、宮本委員から、配偶者の扶養手当の引下げの経緯について質問があった。

これに対して、上田教職員課長から、国の考えに準じており、背景については、民間企業における家族手当の見直しや、公務員における扶養手当の受給者の減少がある旨の説明があった。

次いで、清家委員から、給料表の号給の決定方法について質問があった。

これに対して、上田教職員課長から、初任給については、前歴等を換算の上、決定しており、また、昇給については、基本的に1年で4号給昇給するものである旨の説明があった。

次いで、前田委員から、「失業者の退職手当」とはどのような制度であるのかとの質問があった。

これに対して、上田教職員課長から、公務員は雇用保険法の適用がないことから、職員の退職手当の額が、失業等給付を受給した場合の額よりも低かった場合に、その差額分を本人からの申請により、県から支給する制度である旨の説明があった。

奥田委員長から、他の意見の有無を問い、これらについては承認された。

・教育費予算に対する意見の申出について（12月補正分）

山口財務課長から、平成28年12月定例県議会に提案される平成2

8年度一般会計補正予算のうち、教育に関する事務に係る部分の12月定例県議会提案について、知事から意見の聴取があり、福岡県教育委員会の事務委任等に関する規則第4条第1項の規定に基づき教育長が臨時代理をしたので、同条第2項の規定により報告し、承認を求めるものである旨の説明があった。

これは、本県人事委員会の給与勧告の実施に伴う経費のほか、国の補正予算を最大限活用した経済対策を実施するという県の予算編成方針に基づき、教育委員会所管施設の改修等を行う経費及び市町村が行う事業を支援する経費であること、社会教育総合センターのつり天井改修工事について債務負担行為を設定すること、また、教育センターの施設改修等について繰り越すものである旨の説明があった。

次いで審議が行われ、宮本委員から、補正予算として計上している給与改定について質問があった。

これに対して、上田教職員課長から、今回の給与改定は、本年4月に遡及して引上げるものである旨の説明があった。

奥田委員長から、他の意見の有無を問い、これについては承認された。

奥田委員長が閉会を宣言し、14時35分閉会した。